

改正

平成25年3月27日規則第19号

平成28年3月23日規則第9号

令和3年12月20日規則第37号

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例(平成22年佐野市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の規則で定める土地の区域)

第2条 条例第3条の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定されている保安林に係る土地の区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定されている急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定されている土砂災害警戒区域
- (5) 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)第12条第1項の規定により指定されている特別地域
- (6) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち想定浸水深が3.0メートルを超える区域
- (7) 前各号に掲げる区域のほか、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域

(条例第3条第2号の規則で定める道路)

第3条 条例第3条第2号の規則で定める道路は、幅員が4メートル以上であり、かつ、同条に規定する土地の区域外の相当規模の道路と接続しているものとする。ただし、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の用途に供することを目的として行う開発行為の場合は、この限りでない。

(条例第5条第1号の規則で定める場合等)

第4条 条例第5条第1号の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物、公園、道路、水路、鉄道等の敷地に囲まれ、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の面積が200平方メートル以上とすることができないと市長が認めるとき。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)の項第2号又は(ロ)の項第2号に掲げる建築物の敷地の利用計画上、その敷地面積が500平方メートルを超えることがやむを得ないと市長が認めるとき。

2 前項第2号に該当する場合における開発区域内において予定される建築物の敷地面積は、200平方メートル以上1,000平方メートル以下とし、自己の居住の用に供する住宅の用途があるときは、その用途に係る敷地面積は、500平方メートル以下とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月20日規則第37号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。